

# **Strategic Japanese-Indian Cooperative Program Biomedical Research Call 2013**

**1st Call for Proposals to be submitted by October 31st, 2013**

## **I. General Description**

### **I-1. New Scheme for Joint Funding of Japanese-Indian Research Cooperation**

Based on the Memorandum of Understanding concluded between Japan Science and Technology Agency (JST) and Indian Department of Science and Technology (DST) in December 2006, JST and DST have agreed to implement a program for joint funding of Japanese-Indian cooperative research projects in the field of “Biomedical Research”.

Research topics for “Biomedical Research” are : "Medical diagnostics for early detection, particularly for infectious diseases" and "System biomedicine and their computational platforms".

### **I-2. Aim of Program and Research area**

The aim of the program is to strengthen collaboration between Japan and India within the area of “Biomedical Research” to achieve world-class scientific results, leading towards new innovative science and technology.

This research area is currently undergoing remarkable development and is considered important on a global scale in achieving steady growth and sustainability in the long run.

### **I-3. Prospective Applicants**

JST and DST invite Japanese and Indian researchers to submit proposals for cooperative research projects in the research areas described above. All applicants must fulfill national eligibility rules for research grant application. An important criterion of the proposed collaboration is that it should build on and reinforce already on-going research activities in each research group and contribute significant added value to these through international collaboration. Not only applications from researchers in universities but also applications from researchers in industries are welcome.

Indian researchers should meet the requirements of DST.

#### **I-4. Financial Support**

JST and DST plan to support cooperative research projects including exchange of researchers to the counterpart country.

JST supports expenses for Japanese researchers, and DST supports expenses for Indian researchers.

However, exchange visits of researchers for approved activities under the program would be supported in bilateral mode i.e. a dispatching side would provide a return air ticket and premium for overseas medical insurance, and the inviting side would provide local hospitality (accommodation, meals or per diem in lieu of and local transport).

#### **II. Support by JST and DST**

It is envisioned to fund 3 joint projects for this call depending on the number of proposals.

##### **II-1. Budget for a Cooperative Research Project**

###### **II-1.1 JST**

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese researcher over 36 months (by March 2017) should not exceed 15 million yen in principle. (Example: a proposal may envisage a budget of 4 million yen for the first year, 6 million yen for the second year and 5 million yen for the final year.)

In case the Japanese researcher invites a Ph.D student or a junior Indian researcher (i.e. post doctoral fellows) (exclusive of those who are already residing in Japan at the time of application) for him/her to be engaged in research activities at the Japanese research team, then the Japanese researcher can request additional budget up to 7.5 million yen (2.5 million yen as the cost for 6 months) after his/her project is approved. (In case the visit is less than 6 months, this cost shall be allocated from the original budget of 15 million yen.) In case the request for additional budget is accepted, the total budget for a project over 36 months will be up to 22.5 million yen. If the Japanese researcher intends to invite a Ph.D student or a junior Indian researcher (i.e. post doctoral fellows) in the project, he/she should submit Form-3J.

Due to budget limitations of this program, amounts will be adjusted each year.

## **II-1.2 DST**

DST shall provide fund for approved activities to be carried out by Indian researchers in cooperative research projects.

## **II-2. Funded Period**

Funded period shall be 36 months in total, counting from the start date, likely in April 2014 to March 2017, in principal. It is possible that the start date and the end date of funding will differ between Indian-side and Japanese-side.

## **II-3. Details of Support**

This program is designed to support additional expenses related to cooperation with an Indian counterpart for a Japanese researcher or with a Japanese counterpart for an Indian researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposiums, with the precondition that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

### **II-3.1 Contract between Applicant and JST and DST**

#### **II-3.1.1 JST**

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered between JST and a university or research institute, etc. (hereinafter referred to as the “institution”).

The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period.

Since the contract is concluded on condition that all administrative procedures related to this project should be handled within the institution, the research leader should consult with the department in charge at his/her institution.

As for the contract between the Japanese institution and JST, it stipulates that Article 19 of the Industrial Technology Enhancement Act (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the Act on Promotion of Creation, Protection and Exploitation of Contents shall be applied to all intellectual property rights generated as a result of this project, and that these can be the properties of the institution with which the research leader is affiliated.

#### **II-3.1.2 DST**

Indian researchers will be awarded grants under the standard terms and conditions of DST.

### **II-3.2 Contract between Researchers**

If a contract for cooperative research is necessary for implementing actual research cooperation, such a contract should be concluded between the Japanese institutions and the Indian institutions. It is strongly advised, though not required, that appropriate discussion of the issue of rights regarding intellectual properties among the concerned parties takes place, in order to ensure good collaboration. If an agreement has been already concluded, it should be reported in the application.

### **II-3.3.1 Funded expenses from JST**

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of the collaboration vectors and of the local research that is necessary for the collaboration. Projects will be funded for up to three years.

The funding from JST to Japanese researchers will be in accordance with the general terms and conditions by JST.

Expenses covered in the program include the following items.

#### (1) Expenses for research exchanges

##### 1) Travel expenses

In principle, travel expenses should be based on the rules of the institution to which the research leader belongs.

For Japanese researchers visiting India, the Japanese side provides a return air ticket and premium for overseas medical insurance and the Indian side would provide them local hospitality (accommodation, meals or per diem in lieu of and local transport). Similarly for Indian scientists visiting Japan, the Indian side provides a return air ticket and premium for overseas medical insurance and the Japanese side would provide them local hospitality (accommodation, meals or per diem in lieu of and local transport).

In case additional budget is requested in response to "II-1.1 JST", for a junior Indian researcher to be invited and engaged in research activities in Japan, then the Japanese side would provide for this Indian researcher a return air ticket (for a economy class seat, unless the circumstances are exceptional), premium for overseas medical insurance and expenses which incur in Japan (salary, accommodation, etc).

##### 2) Expenses for holding symposiums, seminars and meetings

#### (2) Expenses for research activities

- 1) Expenses for facilities and equipment
- 2) Expenses for consumables
- 3) Expenses for personnel
  - Stipend or salary for a PhD student, or salary for a post-doctoral fellow. (for Japanese researchers)
- 4) Others
  - Expenses for creating software, renting or leasing equipment, transporting equipment, etc.

(3) Overhead expenses

Since all administrative procedures related to this project are to be carried out by the institutions, overhead expenses amounting to 10% or less of the total amount of research exchange and research activity expenses will be accepted. In case the institutions have otherwise specified the overhead expenses with their bylaws, these can be adopted after negotiation with JST. Overhead expenses shall be provided within the total budget.

(4) Expenses not covered/funded in the program

No expenses stated below shall be covered under this program:

- 1) Expenses related to acquiring real estate or constructing buildings or other facilities
- 2) Expenses related to procurement of major equipment
- 3) Expenses related to dealing with accidents or disasters occurring during cooperative research periods
- 4) Other expenses unrelated to implementation of this cooperative research project

### **II-3.3.2 Funded expenses from DST**

The funding from DST to Indian researchers will be in accordance with the general terms and conditions by DST.

### **III. Application**

The Japanese and Indian applicants shall write individual applications. Japanese researches submit the application to JST and Indian researchers submit the application to DST.

The application for the Japanese side shall include:

- a) Project description including how collaboration will be carried out, with clear

- statements of what roles Japanese and Indian researchers will play respectively in the project;
- b) Description of the expected outcome of the proposed project, scientifically as well as in terms of its relevance for industry and society;
  - c) Description of the ongoing activities and specific advantages of the Japanese and Indian groups respectively, which form the basis for the proposed joint project;
  - d) Description of the expected added value from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each group complement each other;
  - e) Description of how the project is expected to help strengthen research cooperation between Japan and India over the longer term;
  - f) Description of the added value expected from the multidisciplinary approach in the proposed joint project; and
  - g) Description of how the proposed joint project compares with other comparable activities worldwide.

### **III -1. Application Forms**

The following application forms should be prepared by Japanese researcher, in English (E) and Japanese (J).

- Form 1E/J Application outline (title of cooperative research project, names of research leaders, cooperative research period)
- Form 2E/J Summary
- Form 3J Invitation plan of Ph.D students or a junior Indian researcher (i.e. post doctoral fellows) with Indian nationality
- Form 3E Information on research leaders (their CVs\*)
- Form 4E Name list of individuals committed to the cooperative research project in Japan and India
- Form 5E/J Description of the cooperative research project including the points stated above -*maximum of 6-8 pages*-
- Form 6E Plan for the cooperative project
- Form 7E Budget plan for the project

*\* The description shall include short Curriculum Vitae (CV) from both Japanese and India research leaders, which include basic information on education, past and present positions, and membership of relevant organizations/associations, the five best papers and other publications in the past 5 years. Each description should not be more than 1*

page A4.

### **III-2. Preparation of Application Forms**

Applicants should fill in the particulars in all the application forms listed in above III-1.

### **III-3. Submission of Application Forms for Japanese and Indian Applicants**

Applicants for this call for proposals should send the applications by October 31st 2013.

Japanese applicants shall send their application forms to JST by 17:00 (Japanese Standard Time) on October 31st, 2013, through the online application system (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>).

Indian researchers shall submit their project proposals through e-mail to [nvasishta@nic.in](mailto:nvasishta@nic.in) (preferably in MS Word format in one file indicating file name as PI name & area code) as well as by Post (3 copies) in the prescribed format on or before the given deadline (October 31st, 2013), through proper channel to :

Dr. Naveen Vasishta, Scientist 'D' International Division, Department of Science & Technology, New Mehrauli Road, New Delhi-110016.

## **IV. Evaluation of Project Proposals**

### **IV-1. Evaluation Procedure**

Committees consisting of experts selected by JST and DST respectively will evaluate all proposals. Based on the results of the evaluation, JST and DST will make a common decision regarding funding of selected proposals.

### **IV-2. Evaluation Criteria**

The following general evaluation criteria will apply to each proposed project:

#### 1) Conformity with Program Aims and Designated Research Fields

The proposed activity shall conform to the aims of the program and the research fields that the program designates. In addition, the applicant shall already have good

research foundation for their proposed activity.

## 2) Capability of Research Leaders

The research leaders in both countries shall have the insight or experience (or potential in case of younger researchers) necessary for pursuing the activity and the ability to manage the cooperation and reach the project goals during this program's period of support.

## 3) Effectiveness and Synergy of the Joint Research Project

The proposed research activity shall be eminent, creative and at an internationally high level in an attempt to produce a significant impact on the development of future science and technology or to solve global and regional common issues or to create innovative technological seeds that can contribute to the creation of new industries in the future.

Moreover, the proposed research activity that is expected to create synergy from collaborative research with the counterpart institution is preferred. Such synergy could be attained through, for example, the acquisition and/or application of knowledge, skill and/or know-how of the counterpart researcher.

## 4) Validity of Research Plan

The share of research activity with the counterpart research institute and the plan of research expense shall be adequate to realize the proposed research activity.

## 5) Effectiveness and Continuity of Exchange

Activities characterized by the following examples shall be involved to enhance sustainable research exchange and network.

- Nurturing of researchers through human resource exchange.
- Sustainable development of the research exchange with the counterpart country initiated by this activity.
- Enhancing the research network between both countries including researchers other than the research leader and members of this activity.
- Improving the presence of science and technology in Japan and the counterpart country.

## 6) Validity of Exchange Plan

The plan of research exchange activity and expense with the counterpart research institute and its expense shall be adequate to realize the proposed research activity.

### **IV-3. Announcement of Decision**

The final decision regarding supported projects will be notified to the applicants in March, 2014.

## **V. Responsibilities of Research Leaders After Proposals are Approved**

### **V-1. Annual Progress Report (JST)**

At the end of each fiscal year, the Japanese research leader shall promptly submit to JST a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the research leader is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses.

### **V-2. Final Report**

After completion of the period of international research exchange, research leaders shall promptly submit to JST a final report which may include a financial report and the research exchange activities. The report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by both the Japanese and the Indian research groups.

If papers describing results of research exchange are presented to academic journals, societies and so on, please attach copies of such papers to the final report.

Japanese applicants should contact the following for further information:



Shoko Hirakawa (Ms.), Emi Kaneko (Ms.)  
Department of International Affairs  
Japan Science and Technology Agency  
Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379  
sicpin@jst.go.jp

Indian applicants should contact the following for further information:



Dr. Naveen Vasishtha  
Scientist 'D'  
International Division  
Department of Science & Technology  
New Mehrauli Road, New Delhi-110016  
nvasishtha@nic.in

平成 25 年度 戦略的国際科学技術協力推進事業  
日本－インド研究交流  
「バイオ医学研究」  
第一回提案募集（平成 25 年 10 月 31 日 午後 5 時 締切）

## I. 概要

### I－1. 日本－インド研究交流の共同支援のための新しい枠組み

平成 20 年 6 月 9 日に科学技術振興機構（JST）、インド技術省(DST)との間で  
交わされた覚書のもと、JST と DST は、日本とインドの研究交流を推進するた  
めの共同ファンドプログラムとして「バイオ医学研究」分野を今後支援する研  
究分野と設定致します。

「バイオ医学研究」分野での募集領域は、「感染症等の早期診断技術」、「シス  
テム生物学とその計算論的基盤」です。

### I－2. プログラムの目的と研究領域について

本プログラムの目的は、「バイオ医学研究」分野における日本－インドの研究  
交流を強化することにより、革新的な科学技術につながる国際的な研究成果を  
実現することです。この研究分野は、現在著しい発展を遂げつつあり、安定的  
な成長や長期的な持続可能性を成し遂げる上で地球規模的に重要だと考えられ  
ます。

### I－3. 応募資格

JST と DST は、日本とインドの研究者から上記研究領域の共同研究プロジェ  
クトの提案を募集します。応募者は応募にあたり、各国における応募要件を満  
たす必要があります。採択されるためには、日本とインドにおいてすでに研究  
基盤のある研究がさらに強化され、付加的な価値が創出される共同研究である  
ことが必要です。

日本側研究代表者は、日本国内の大学、研究機関、企業に在籍する研究者で  
あることが必要です。大学等だけでなく、企業からの積極的な応募を期待しま  
す。

インド側研究者は、DST の研究者要件に合致する研究者であることが必要で  
す。

### I－4. 支援の概要

JST と DST は、研究者同士の相互訪問を含んだ研究交流プロジェクトを支援

します。JST は日本側研究者を、DST はインド側研究者を支援します。ただし、研究者同士の相互訪問に係る費用は JST と DST の両方が支援することになります。具体的には、派遣側は往復の航空券及び海外傷害保険を負担し、招待側は現地で発生する費用（宿泊、食費又は日当、国内交通費）を負担することになります。

## **II. 具体的な支援の内容**

応募状況にもよりますが、今回の公募では合計で 3 課題を採択する予定です。

### **II-1. 研究課題当たりの予算規模**

#### **II-1. 1 JST**

ひとつの研究課題の年間予算は、活動の内容に応じて、年ごとに違えることができます。但し、日本側研究者に割り当てられる 36 ヶ月間（2017 年 3 月までの 36 ヶ月）の総予算額は、原則として、1,500 万円を超えないものとします。例えば、1 年目は 400 万円、2 年目は 500 万円、3 年目は 600 万円、という提案も可能です。

なお、採択された課題において、インド国籍の博士後期課程在籍者または若手研究者（ポスドク・レベルを想定。）（いずれの場合においても本公募への応募時点で既に日本に居住している者を除く。）を 6 ヶ月から 18 ヶ月程度日本に招聘し、日本側研究に従事させる場合には、上述 1,500 万円の上限とは別に、6 ヶ月分の招聘経費を 250 万円として、総額 750 万円を追加的に支援します。（6 ヶ月以内の訪問については上述 1,500 万円からの支出とします。）予算の追加が行われた場合、研究課題当たりの総予算額は 2,250 万円となります。

この追加予算要求については、採択後に JST と調整を行っていただきますが、インド国籍の学生または若手研究者を本追加予算により招聘されることを想定される方は、本公募への応募時に Form-3J の提出をお願いします。

本事業における予算上の制約から、各年度において配布金額が調整されることがあります。

#### **II-1. 2 DST**

DST は、DST が承認した研究交流活動をサポートするための資金をインド側研究者に供与する予定です。

### **II-2. 支援期間**

支援期間は 36 ヶ月で、契約日（2014 年 4 月頃を予定）から原則 2017 年 3 月までとなります。インド側の支援の開始時期・終了時期は、日本側と異なるこ

とがあります。

### **Ⅱ－３．支援詳細**

本プログラムは、日本－インド研究交流に係る追加的費用（旅費、セミナー／シンポジウム開催費等）を支援するためのものです。日本－インドの研究グループにおいては、主要な研究設備がすでに整えられていることが前提となります。

#### **Ⅱ－３．１ 応募者と JST/DST との契約**

##### **Ⅱ－３．１．１ JST**

支援の実施にあたり、JST は大学や研究機関等（以下、「研究機関」という）との間で委託研究契約を締結します。委託研究契約は研究交流期間内で年度ごとに締結します。

契約締結にあたっては、本事業に係わる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提にしていますので、応募者は研究機関の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第 25 条を適用し、原則として研究代表者の所属する研究機関に帰属させることが可能です。

##### **Ⅱ－３．１．２ DST**

インド側研究者は、DST の標準的な契約条件にしたがってグラントを与えられます。

#### **Ⅱ－３．２ 研究者間の契約**

実際の共同研究を実施する上で共同研究契約が必要であれば、日本とインドの研究機関同士で契約を締結してください。知的財産権の取り扱いについて関係研究機関同士で十分話しあっておかれることを強く推奨します。契約が締結されている場合には、応募申請書の中に記載してください。

##### **Ⅱ－３．３．１ 日本側の支出費目**

今回の公募によって行われる支援は、研究交流を促進するためのものです。従って、支援は主に研究交流に関するものや、研究交流に必要な日本における研究活動に向けられます。JST による支援は、JST の一般的な条件に基づいて行われます。本支援で支出できる項目は以下のとおりです。

## **(1) 研究交流費**

### **1) 旅費**

原則として、旅費は研究代表者が所属する研究機関の旅費規程に従って支出してください。

日本側研究者がインドを訪問する場合、日本側予算から往復の航空券と海外旅行傷害保険を負担します。そしてインド側予算でインド国内で発生する費用（宿泊費、食費又は日当、国内交通費）を負担します。同様に、インド側研究者が日本を訪問する場合には、インド側予算で往復の航空券と海外旅行傷害保険を負担し、日本側予算で日本国内で発生する費用（宿泊費、食費又は日当、国内交通費）を負担することになります。

なお、Ⅱ-1.1 JSTの項のただし書きにより、インドからの若手研究者を日本に招聘し、日本側研究に従事させる場合には、日本側予算により、往復航空券（特段の事情がない限り、エコノミークラス）、海外旅行傷害保険、日本国内で発生する費用（給与、滞在費等）を支弁することとなります。

### **2) シンポジウム・セミナー等開催費**

シンポジウムやセミナー等開催に係る以下の経費を対象としています。

シンポジウム／セミナー等用消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費（アルコール類等は支出対象外）、謝金、雑役務費等。

## **(2) 試験研究費**

### **1) 設備備品費**

既存の施設・設備を十分活用していただくことを前提としていることから、日本とインドの研究交流に必須な設備のみを対象としています。

### **2) 消耗品費**

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費です。

### **3) 謝金等**

謝金及び日本側研究者の人件費等（日本側研究者の場合）。

### **4) その他**

ソフトウェア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機械運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

## **(3) 間接経費**

間接経費は、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提として、研究交流費と試験研究費の合計の10%以下を原則として支出することができます。但し、大学等において間接経費等の算定方式を規則等で定めている場合は、協議によりその算定方式を適用することができます。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

## **(4) 支出できない費目**

以下に示す費目を支出することはできません。

- 1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用
- 2) 主要な装置調達に関する費用
- 3) 研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用
- 4) その他当該研究交流の実施に関連のない費用

### II-3.3.2 インド側の支出費目

DSTによる支援は、DSTの一般的な条件に基づいて行われます。

## III. 応募

日本側研究者とインド側研究者はそれぞれ個別の申請書式を用い、日本側研究者はJSTに、インド側研究者はDSTに申請を行います。

日本側の申請書式には以下の事項を記載することが必要です。

- a) 日本側研究者とインド側研究者が、それぞれ共同研究の中で何を行うのかを明確に示しつつ、どのような協力が行われるかについての記載を含んだ、研究に関する記述
- b) 科学的のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
- c) 共同研究の根幹をなす現在行われている研究および日本・インドグループの各々の強みに関する記述
- d) 両グループがどのように競争し、技術及びその他の資源を相互に補いあうのかを含めた、共同研究がもたらす付加価値に関する記述
- e) 長期的にみてその研究が、日本とインドの研究協力をいかに強化するのに関する記述
- f) 複合的なアプローチから期待される付加価値に関する記述
- g) 他の類似活動と比して、提案する共同研究が優れている理由

### III-1. 申請書式

日本側研究者は、以下の書式に従い、英語版(E)と日本語版(J)も提出してください。

Form-1E/J	申請概要(研究課題名、研究代表者、研究期間)
Form-2E/J	研究概要(キーワード、目的、方法、期待される効果)
Form-3J	インド国籍保持者 招聘予定
Form-3E	研究代表者情報(経歴(※))
Form-4E	日本およびインドの研究交流者一覧
Form-5E	研究交流の内容 -6~8 ページ以内-
Form-6E	人的交流の計画
Form-7E	年度毎の経費計画

(\*) 日本・インド両国の研究代表者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴（所属機関と役職）、所属学会、過去五年の論文またはその他出版物のリストを含めてください。なお、各研究代表者につき A4 サイズ 1 ページ以内でお願いします。

### **Ⅲ－２．申請書式の作成**

応募者はⅢ-1 で記載したすべての申請書式を作成することが必要です。

### **Ⅲ－３．申請書式の提出について**

今回の公募締切りは平成 25 年 10 月 31 日（木）です。

日本側応募者は、府省共通研究開発管理システム

(<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) を通じて、応募してください。日本側の締切りは、**平成 25 年 10 月 31 日の午後 5 時**です。

インド側応募者は、申請書を（出来ればワードファイルで）メールにて、およびプリントアウト 3 部、適切な郵送方法にて以下の宛先に送付してください。  
Dr. Naveen Vasishta, Scientist 'D' International Division, Department of Science & Technology, New Mehrauli Road, New Delhi-110016  
[nvasishta@nic.in](mailto:nvasishta@nic.in)

## **Ⅳ．評価について**

### **Ⅳ－１．評価手順**

JST と DST で別々に選任された専門家で構成される委員会で全ての提案書が評価されます。この評価結果を元に、JST と DST は共同して支援する課題を選定します。

### **Ⅳ－２．評価基準**

以下の一般的な評価基準を適用します。

#### 1) 事業の趣旨及び対象分野への適合性

提案内容は事業の趣旨および対象分野に合致していること。かつ当該研究の基盤が整備されていること

#### 2) 研究代表者の適格性および現在の研究活動

日本および相手国の研究代表者は、提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験（若手研究代表者の場合、潜在能力）を有しており、当該事業での支援期間中に研究交流を円滑に推進できる基盤を有すること

#### 3) 研究の有効性及び相乗効果

先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与え得ること、または国際的共通課題の解決に

貢献すること。または革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出への手掛かりが期待できること。

特に、相手国研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得そして活用や、相手国の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究など、相手国研究機関との交流により相乗効果が期待される研究が望ましい。

#### 4) 研究計画の妥当性

提案された研究構想を実現する上で適切な研究計画であり、また研究費計画であること（相手国研究機関との研究分担を含む）。

#### 5) 交流の有効性及び継続性

持続的な研究交流・ネットワークの強化のために、以下に例示するような取り組みが提案に含まれていること。

(a) 人的交流を通じた若手研究者の育成

(b) 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展

(c) 研究代表者・分担者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大

(d) 相手国における日本の科学技術のプレゼンス向上

#### 6) 交流計画の妥当性

提案された交流構想を実現する上で適切な相手国研究機関との交流計画であり、また交流費計画であること。

### **IV-3. 結果の通知**

選定の結果については、平成26年3月頃に通知します。

## **V. 採択後の両国の研究代表者の責務**

### **V-1. 年度毎の進捗報告 (JST)**

日本側研究代表者は研究交流の進捗状況報告を、また、研究代表者の所属する研究機関は支援費の経理報告を、毎年度終了後速やかに JST に提出してください。

### **V-2. 終了報告**

日本の研究代表者は、期間内に実施した研究交流の終了報告を、研究交流期間終了後速やかに、JST に提出してください。終了報告には、経理報告と研究交流活動報告を記載してください。また、日本・インド両国の研究グループが共同で作成した、研究交流の概要（最大で A4 サイズ 5 ページ）も必要です。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付してください。

日本側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。



独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部

担当：平川祥子、金子恵美

Tel. 03-5214-7375 Fax 03-5214-7379

sicpin@jst.go.jp

インド側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。



Dr. Naveen Vasishta

Scientist 'D'

International Division

Department of Science & Technology

New Mehrauli Road, New Delhi-110016

nvasishta@nic.in

## 日本側応募者への応募にあたっての注意事項

本項と併せて本事業ホームページおよび「JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項」もご覧ください。

JST 戦略的国際科学技術協力推進事業

<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項

<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

### 1 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

### 2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上の採択された研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

### 3 e-Radからの内閣府への情報提供等

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度等(※1)の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※2)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。e-Radについては本別紙の「20 e-Radを利用した応募方法」をご参照ください。

※1 平成24年5月現在 競争的資金制度一覧

食品安全委員会	食品健康影響評価技術研究
総務省	戦略的情報通信研究開発推進制度、戦略的国際連携型研究開発推進事業、デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発
情報通信研究機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進技術型研究開発助成制度
消防庁	消防防災科学技術研究推進制度
文部科学省	科学研究費助成事業(科研費・日本学術振興会)、国家課題対応型研究開発推進事業
科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業、研究成果展開事業、国際科学技術共同研究推進事業
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金
医薬基盤研究所	オーファンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業費
農林水産省	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
農業・食品産業技術総合研究機構	イノベーション創出基礎的研究推進事業
経済産業省	地域イノベーション創出実証研究補助事業
新エネルギー・産業技術総合開発機構	先導的産業技術創出事業
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型事業
国土交通省	建設技術研究開発助成制度
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度
環境省	地球温暖化対策技術開発等事業、環境研究総合推進費

詳しくは <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukinn24-2.pdf> を参照してください。  
 なお、この一覧とは別に最先端研究開発支援プログラム(1,000億円)及び最先端・次世代研究開発支援プログラム(500億円)を、平成25年度までの競争的資金事業として実施しています。

※2 「府省共通研究開発システム(e-Rad)」:各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステム。

## 4 不合理な重複・過度の集中に対する措置

### 4.1 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- ・ その他これに準じる場合。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### 4.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先

(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

#### 4.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

#### 4.4 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの情報に関して不実記載があった場合は、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

### 5 研究費の不正使用および不正受給への対応

本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等(共謀した研究者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※1</sup>等を含む、(以下同様))に対して、下記の表の通り、本事業への応募及び新たな参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究費の不正な使用等を行った研究者等については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます(不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます)。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 25 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 24 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容等を、他の競争的資金制度等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。「申請及び参加」とは、新規課題の提案、公募に応募すること、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

(注) 平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題(継続課題を含む)について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成 24 年 10 月 17 日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成 24 年 12 月 28 日付で規則改正しました(施行日は平成 25 年 1 月 1 日)。上表の制限期間は、変更後のものです。

特に 2 の項、4 の項及び 6 の項における資格制限期間は、平成 25 年度当初予算以降の事業等(前年度から継続して実施する事業を含む。)の不適正な経理処理等について平成 25 年 4 月 1 日以降、適用します。

※1 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

## 6 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会)等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、以下のホームページをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm)

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、不正行為が認定された日以降で、その日の属する年度及び以下に定める翌年度以降1年以上10年以内の間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(注)平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成 24 年 10 月 17 日)を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成 24 年 12 月 28 日付けで規則改正しました(施行日は平成 25 年 1 月 1 日)。上表の制限期間は、改正後のものです。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 25 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 24 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。

## 7 採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務

### 7.1 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次を掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)の履修義務について周知することを約束する。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(注)本項の遵守事項の確認文書提出および研究倫理教材の履修義務化は、平成 25 年度以降に採択される研究課題に適用されます。

### 7.2 研究倫理教材の履修義務

参画する研究員等は、研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。

## 8 関係法令など研究を進める上での注意事項

### 8.1 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の 2 つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守

してください。

【参考】「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

【参考】「経済産業省」の安全保障貿易管理ハンドブック(2012年 第6版)

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

【参考】一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

【参考】安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 8.2 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ホームページ

<http://www.cbd.int/>

## 8.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見ることができます。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>

#### **8.4 人権及び利益の保護**

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

#### **8.5 社会的・倫理的配慮**

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

#### **8.6 研究者の安全に対する責任**

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

#### **8.7 研究成果の軍事転用の禁止**

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

#### **8.8 関係法令等に違反した場合の措置**

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

### **9 間接経費に係る領収書の保管について**

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式によりJSTに報告することが必要となります。

### **10 繰越しについて**

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JSTでは単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越し

に対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています。繰越制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。

## 11 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

[http://www.jst.go.jp/inter/sicp/h24a/keihi\\_toriatsukai\\_kubun.pdf](http://www.jst.go.jp/inter/sicp/h24a/keihi_toriatsukai_kubun.pdf)

## 12 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成 22 年 6 月 19 日)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1 件あたり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

## 13 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。

このため、以下のホームページにある様式および提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Rad を利用してチェックリストが提出されていることが必要です。具体的なチェックリストの提出方法は以下の文部科学省のホームページをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上述のホームページと併せ以下のホームページをご覧ください。）

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、別途の機会にチェックリストを提出しており、研究開始がチェックリストの有効期限（提出した年度の翌年度末）満了前であれば今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。逆に、チェックリストが一旦提出された場合でも、期限が満了した場合には研究実施が認められませんので、チェックリストの有効期限を確認し、期限満了前に再度提出をするよう、十分ご留意ください。（例：平成 24 年度の 4 月以降に提出したチェックリストは、平成 24 年度及び平成 25 年度においてのみ有効です。）

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省または JST による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

#### 14 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成 6 年 6 月 29 日法律第 78 号）、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年 6 月 11 日法律第 63 号）等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

本事業への応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

<参考：主な共用施設・設備等の事例>

○「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設

・大型放射光施設「SPring-8」（毎年5 月頃、11 月頃に公募）

<http://user.spring8.or.jp/>

・X 線自由電子レーザー施設「SACLA」（毎年5 月頃、11 月頃に公募）

<http://sacla.xfel.jp/>

- ・大強度陽子加速器施設「J-PARC」(毎年5月頃、10月頃に公募)

<http://is.j-parc.jp/uo/index.html>

- ・スーパーコンピュータ「京」(平成25年度は9月頃に公募予定)

<http://www.hpci-office.jp/>

- 先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業(対象27施設)

<http://kyoyonavi.mext.go.jp/>

- ナノテクノロジープラットフォーム(対象25機関)

<https://nanonet.go.jp/>

- 低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業(3ハブ拠点、15サテライト拠点)

<http://www.nims.go.jp/lcnet/>

- つくばイノベーションアリーナ(TIA-nano)

<http://tia-nano.jp/>

- 創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4拠点)

<http://p4d-www.genes.nig.ac.jp/index.html>

- ナショナルバイオリソースプロジェクト

<http://www.nbrp.jp/>

## 15 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター(※)に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月にJSTに設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成18年度から平成22年度にかけて実施さ

れた文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

## 16 オープンアクセスについて

JSTではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

([http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy\\_openaccess.pdf](http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf))

## 17 JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果(研究開発ツール)について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照いただけますと幸いです。

詳しくは <http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html> をご覧ください。

## 18 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm))を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

## 19 リサーチアシスタント(RA)の雇用について

第4期科学技術基本計画に「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA(ティーチングアシスタント)、RA(リサーチアシスタント)など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって『博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。』という第3期基本計画における目標の早期達成に努める。」とあります。

この趣旨を踏まえ、本事業では博士課程(後期)在学者を本事業の共同研究のRAとして雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

### RAを雇用する際の留意点

- ・ 博士課程(後期)在学者を対象とします。
- ・ 給与単価を年額では200万円程度、月額では17万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外(不正)使用と見なされる場合がありますので十分ご注意ください。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 奨学金や他制度におけるRAとして支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給についてJSTから制限を設けるものではありません。

## 20 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。応募の際は、特に以下の点に注意してください。

### (i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Radの使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

#### ①研究機関の登録

応募にあたっては、応募時までe-Radに研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

#### ②研究者情報の登録

本制度に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

### (ii) e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力にあたっては、付録(「e-Radによる応募情報入力の方法」)をご参照ください。

- ①電子媒体(アップロードする申請書)に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者用マニュアルを参照してください。
- ②アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は 10MB です。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。
- ③電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューからも行えます。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。
- ④研究機関からの承認が必要な応募課題の情報は、「未処理一覧」画面から確認することができます。
- ⑤提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。
- ⑥応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

**(iii) e-Rad の操作方法**

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

**(iv) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先**

事業そのものに関する問い合わせは国際科学技術部事業実施担当にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ及びe-Radのポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせおよび応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST戦略的国際科学技術協力推進事業 国際科学技術部 事業実施担当 平川・金子	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)> sicpfi@jst.go.jp 03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) 受付時間: 10:00~12:00/13:00~17:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日~ 1月3日)を除く
e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	0120-066-877(フリーダイヤル) (受付時間帯) 午前9:00~午後6:00※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

- 戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ:

<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

- e-Rad ポータルサイト:<http://www.e-rad.go.jp/>

**(v) e-Rad の利用可能時間帯**

(月~日)0:00~24:00(24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

## 21 応募に際してよくある質問

応募に関し、主な Q&A を以下にまとめています。

<p>応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。</p>	<p>必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。</p>
<p>年齢等の応募資格の制限はありますか。</p>	<p>年齢制限はございません。</p>
<p>日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。</p>	<p>日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。</p>
<p>JST のさきがけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。</p>	<p>本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。</p>
<p>内閣府の最先端・次世代研究開発支援プログラムで研究を実施している場合でも、本公募に応募することができますか。</p>	<p>平成 25 年 4 月に方針が改訂され、可能となりました。</p>
<p>戦略的国際科学技術協力推進事業または国際科学技術共同研究推進事業に既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。</p>	<p>本公募における支援期間が同一相手国・同一研究領域で既に支援されている課題の支援期間と重なる場合は応募できません。 それ以外の場合応募することは可能ですが、採択候補となった場合には研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。</p>
<p>採択された場合、研究機関と委託研究契約を結ぶとありますが、それは研究代表者の研究機関だけではなく、研究分担者の所属機関とも委託研究契約を締結して予算が配分されますか。</p>	<p>JST は、研究代表者の所属機関との間でのみ、委託研究契約を締結します。したがって、すべての委託研究費は研究代表者の所属機関に支払われることになります。 また、研究代表者の研究機関から、研究分担者の研究機関へ研究費を譲渡することは、「再委託」として原則認めておりません。 ご留意の上、ご応募ください。</p>

## 22 JST の男女共同参画への取り組みについて

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第3期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第4期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で25%という第3期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長  
中村 道治

### 女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在14.0%(平成23年度末現在。平成24年科学技術研究調査報告(総務省)より)といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続して欲しいと思います。

JST では、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案に応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JST では、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています(※)。

この機会に JST の事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていっていただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監  
小館 香椎子(日本女子大学名誉教授)

JST では、研究とライフイベント(出産・育児・介護)との両立支援策を実施しています。  
また、理系女性のロールモデルを公開しています。

詳しくはJST男女共同参画ホームページ(<http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html>)をご覧ください。

## 応募手順

### ■ 応募前の注意事項

応募の前に、必ず所属研究機関および研究者が府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録済みであることを確認してください。

本公募への応募は e-Rad を通じて行います。

e-Rad を使用するには、所属する研究機関及び研究者の事前登録が必要です。

未登録の場合は、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照し、速やかに登録し、ログイン ID、パスワードを取得してください。

### ■ 本公募の締切

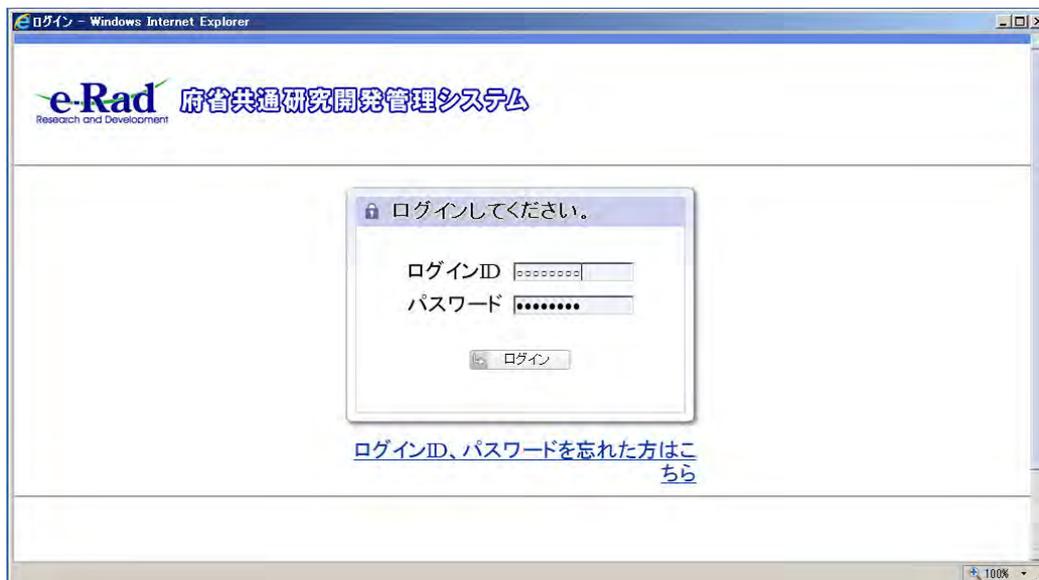
**2013 年 10 月 31 日（木） 17:00 厳守**

### ■ 申請書様式のダウンロードと応募方法

1. e-Rad にログインする .....	2
2. 応募する公募名を探す .....	3
3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする .....	4
4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する .....	5
5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード .....	6
6. 応募状況を確認する .....	17

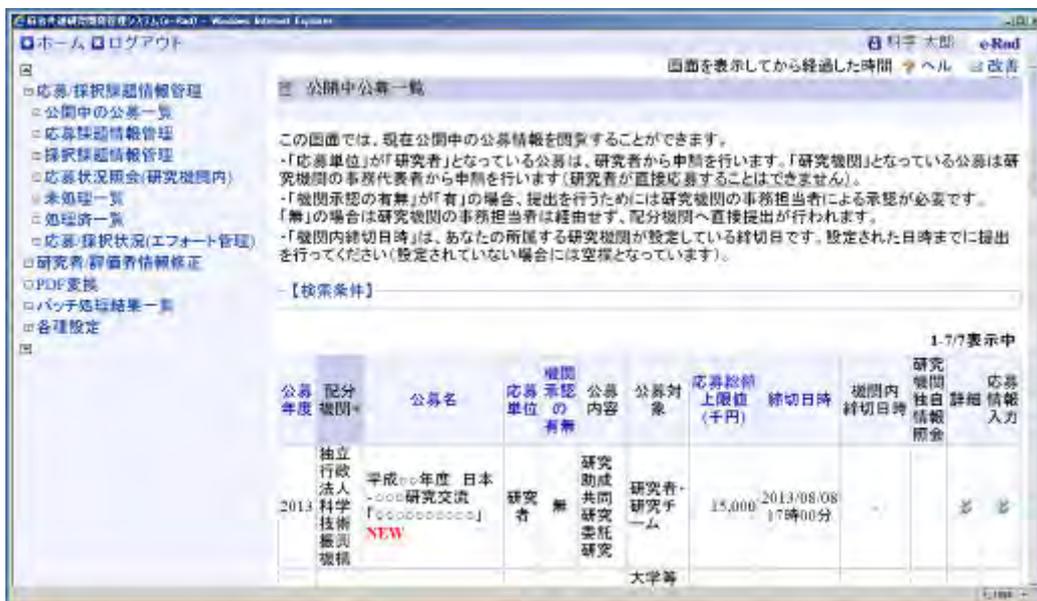
## 1. e-Rad にログインする

e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) にアクセスします。  
ログイン ID、パスワードを入力し、e-Rad へログインしてください。



## 2. 応募する公募名を探す

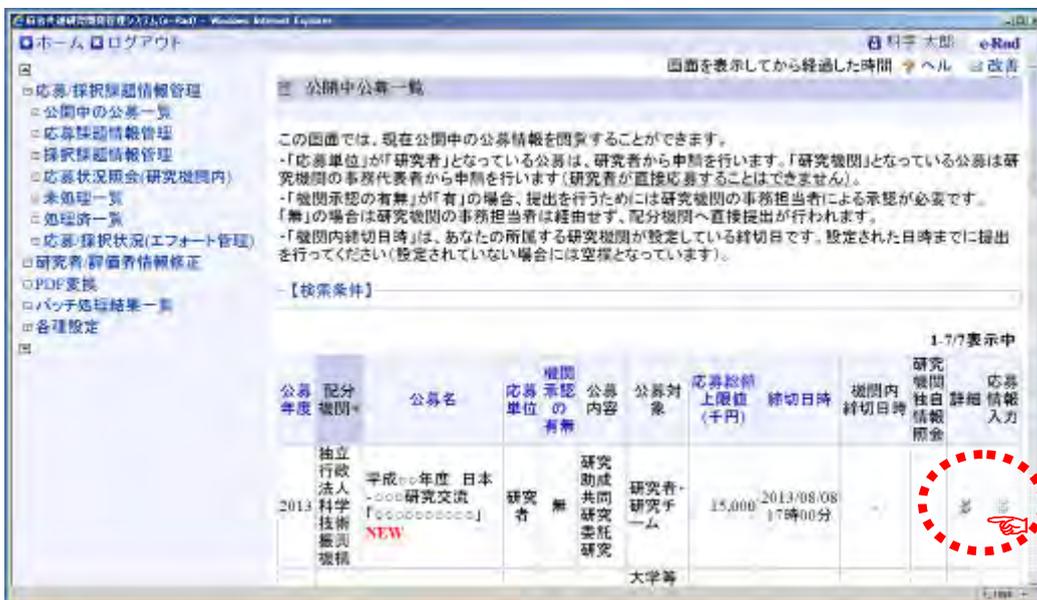
研究者向けトップ・メニュー画面の「公開中の公募一覧」をクリックします。



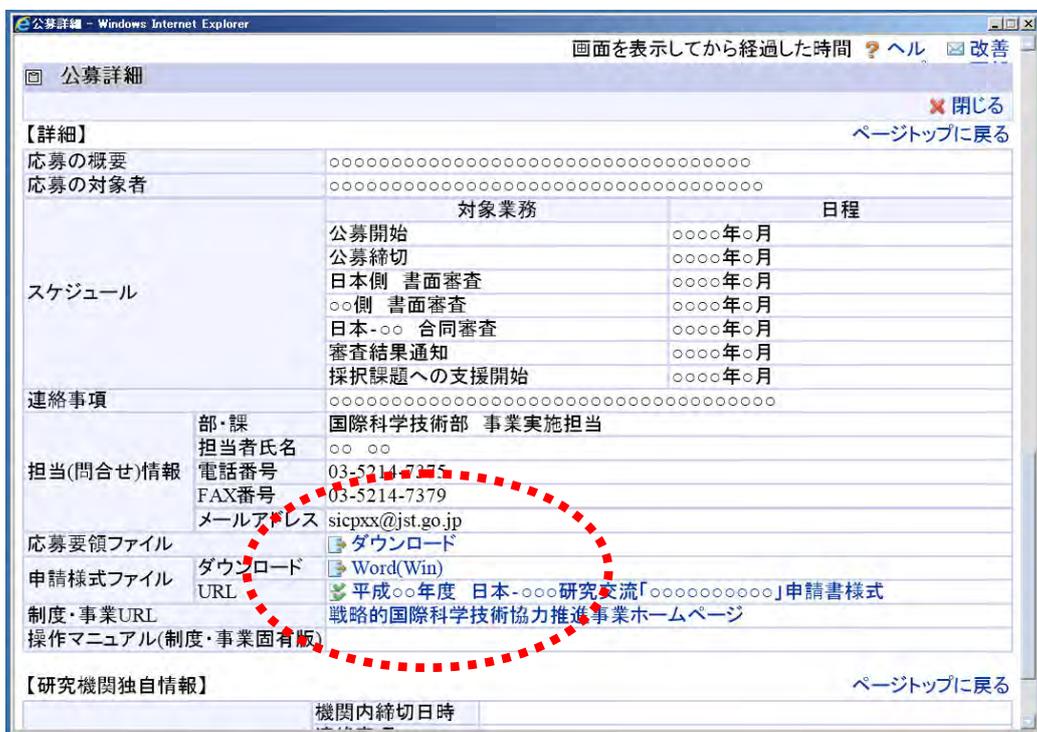
※ 見つからない場合は、検索画面で「戦略的国際科学技術協力推進」を入力して検索できます。

### 3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする

応募する公募名の「詳細」のボタンをクリックします。



「公募詳細」画面で、公募情報の詳細内容を確認し、公募要領と申請書様式をダウンロードしてください。



#### 4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する

本公募への応募にあたっては、e-Rad への直接入力に加え、PDF 形式に変換した申請書ファイルの e-Rad へのアップロードが必要です。

ダウンロードした公募要領、申請書様式に従って、申請書を作成します。

e-Rad にアップロードできる申請書は、

**10MB までの PDF 形式 1 ファイルのみ**  
(パスワードは設定しないでください)

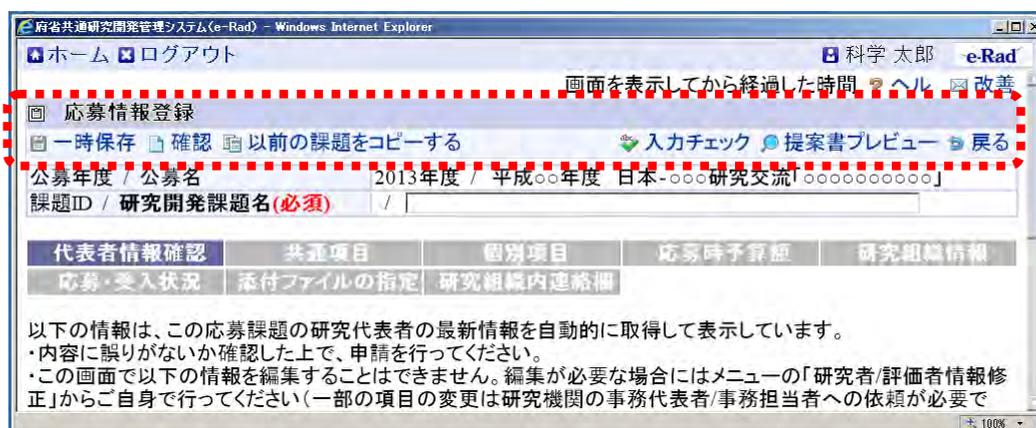
です。

また、やむを得ずファイルが 10MB を超えてしまう場合は、国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。

申請書の PDF 形式への変換は、e-Rad の PDF 変換画面でも行うことができます (Word、一太郎形式のみ)。操作方法は、[18 ページ「e-Rad による PDF 変換の操作方法」](#)を参照してください。



## 《ポイント：応募情報登録操作ボタンの説明》



応募情報の入力では、画面上部の操作ボタンが使用できます。  
ボタン機能を以下に示します。

操作ボタン機能	
一時保存	作成途中に入力内容の保存を行います。 e-Rad は、ログイン後、一定時間（30 分）が経過すると接続が切断されます。適宜、一時保存してください。
確認	入力内容の確認を行います。 全ての項目の入力が完了したら、応募情報を確認してください。
以前の課題をコピーする	過去に作成した応募/採択課題の情報をコピーします。
入力チェック	入力内容のチェックを行うことができます。
提案書プレビュー	現在の入力内容で応募内容提案書 PDF を生成し、入力内容がどのように PDF で表示されるのかを確認できます。
戻る	「応募条件」画面に戻ります。

①研究開発課題名を入力します

「研究開発課題名」を**日本語**で入力します。

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface. At the top, there are navigation links like 'ホーム' and 'ログアウト', and a user profile for '科学 太郎'. Below that, there are buttons for '応募情報登録', '一時保存', '確認', and '以前の課題をコピーする'. The main form area has a header with '公募年度 / 公募名' (201x年度 / 平成xx年度 日本-xxx研究交流「xxxxxxxxxxxx」) and a field for '課題ID / 研究開発課題名(必須)'. Below this is a table with columns: '代表者情報確認', '募集項目', '組別項目', '応募給予費額', and '研究組織情報'. Under the table, there is a notice: '以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)।' Below the notice is a form for researcher information: '研究者番号' (20000044), '研究機関名(必須)' (独立行政法人科学技術振興機構), '部局' (○○○部), '職階' (その他), '職名' (その他), '研究者氏名' (漢字: 科学 太郎, フリガナ: カガク タロウ), '性別' (男), '生年月日' (2013年4月1日), and 'メールアドレス' (○○○○○@jst.go.jp).

②登録されている研究者情報を確認します

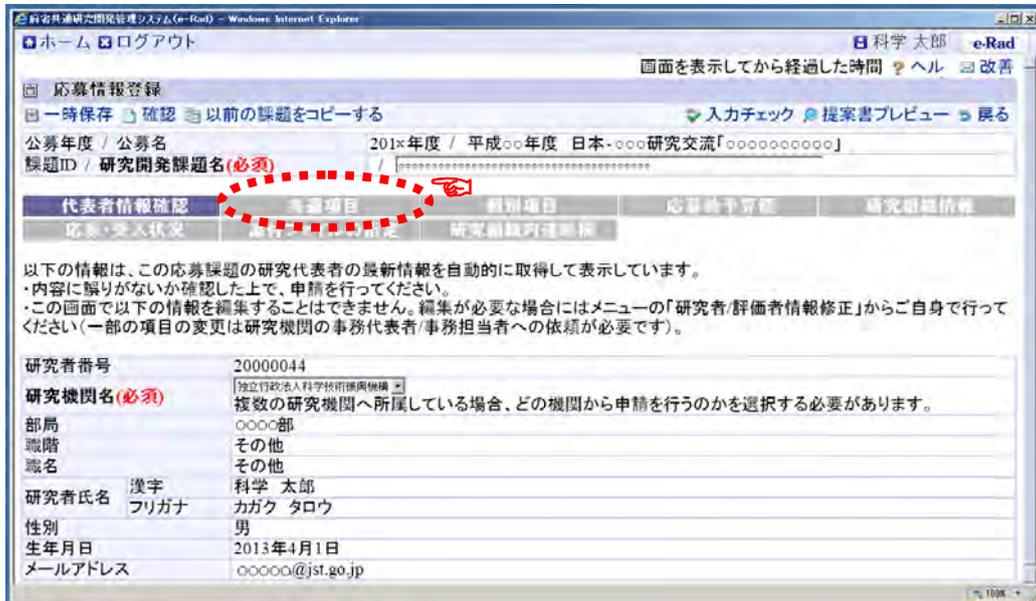
「代表者情報確認」に表示された研究者情報が応募者自身であることを確認してください。

This screenshot is identical to the one above, but with a red dashed box highlighting the researcher information section. The highlighted area includes the researcher number (20000044), the institution name (独立行政法人科学技術振興機構), department (○○○部), position (その他), name (科学 太郎), gender (男), birth date (2013年4月1日), and email address (○○○○○@jst.go.jp).

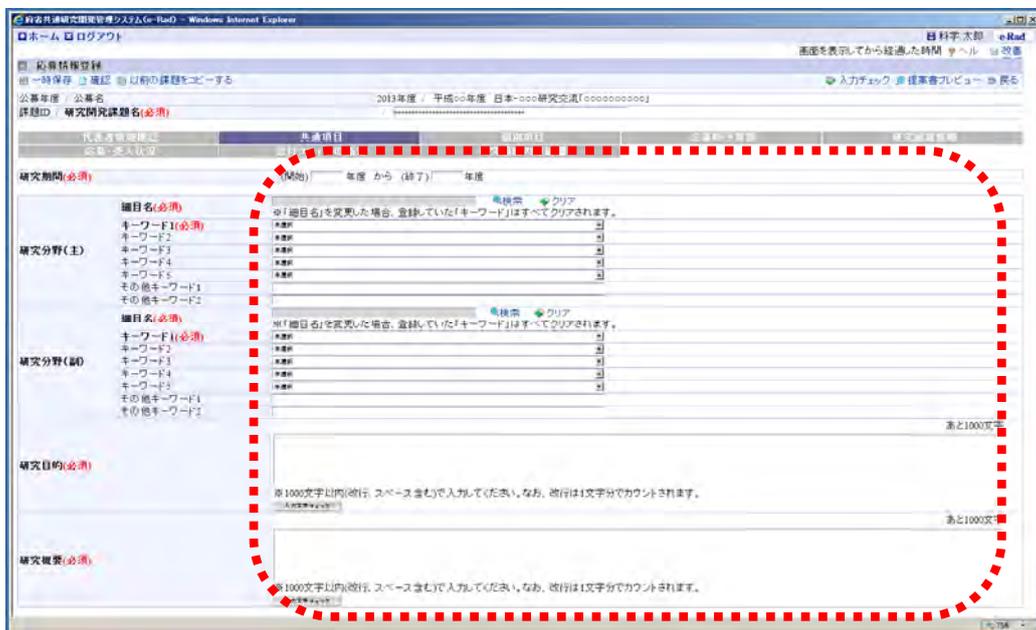
※ e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、申請書類の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。研究機関に所属していない方は、「e-Rad ヘルプデスク」に連絡してください。

③ 「共通項目」を入力します

「共通項目」ボタンをクリックします。



「共通項目」画面を表示し、必須事項を入力します。



## 《ポイント：「共通項目」 必須項目入力時の注意点》

- ◆ 研究期間  
公募要領に従って、研究期間を**西暦**で入力します。  
(例：2013 年度から 2016 年度 (研究終了年度))
- ◆ 研究分野 (主)  
ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。
- ◆ 研究分野 (副)  
ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。
- ◆ 研究目的  
研究目的を**日本語 150 字程度**で入力してください。
- ◆ 研究概要  
研究目的を含めた概要を**日本語 800 字程度**で入力してください。

### ④ 「個別項目」を入力します

「個別項目」ボタンをクリックして、入力欄を表示させます。  
別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」を読み、各項目で説明されている注意事項等に則った応募であることを確認します。  
確認が済んだら、「確認しました」を選択します。

The screenshot shows the 'e-Rad' application system interface. At the top, there are navigation links like 'ホーム' and 'ログアウト', and user information '科学 太郎'. Below that, there are buttons for '一時保存', '確認', '以前の課題をコピーする', '入力チェック', '提案書プレビュー', and '戻る'. The main form area has fields for '公募年度 / 公募名' (201x年度 / 平成○○年度) and '日本-○○研究交流「○○○○○○○○」'. Below these is a table with buttons: '代表者情報確認', '共通項目', '個別項目' (highlighted with a red dashed circle), '応募時予算額', and '研究組織情報'. At the bottom, there is a message box with the text: '本研究交流課題募集の公募要領に別紙として付された「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」を読み、各項目で説明されている注意事項等に則った応募であることを確認しましたか？ (必須)'. A red dashed circle highlights the '確認しました' button, with a red arrow pointing to it.

### ⑤ 「応募時予算額」を入力します



## ⑥研究組織情報を入力します

「研究組織情報」ボタンをクリックして、研究組織情報の入力欄を表示します。

本応募に関する**研究代表者の情報のみ**を入力します。

このタブでは、この応募課題の研究組織のメンバー(研究分担者・研究分担機関)ごとの応募時予算額の登録と編集・閲覧権限の管理を行います。

- このタブで入力する研究組織のメンバーごとの金額情報は、研究期間の1年目に各メンバーが使用する金額です。したがって、このタブでの入力額の合計と「応募時予算額」タブでの初年度金額は一致している必要があります。

研究組織メンバーへの公開  公開しない  公開する (必須)

この申請の内容を提出前に研究組織のメンバー(研究分担者・研究分担機関)へ公開する場合に設定を行います(任意)。

- 「公開する」を選択した上で「一時保存」を行うと、設定された「閲覧・編集権限」に従って以下の研究組織のメンバーがこの申請の内容を閲覧・編集できるようになります(あわせて権限が与えられた旨のメールも送付されます)。
- 編集可能な研究者が複数存在する場合、編集作業中に他の方が一時保存を行ってしまうとご自身の編集内容が保存できなくなりますのでご注意ください。

(単位:千円)

応募時予算額	初年度予算額 ※1	このタブでの入力額	差額(未入力額) ※2
直接経費	0	0	0
間接経費	0	0	0

※1「初年度予算額」は、「応募時予算額」タブの1年目に入力されている金額情報です。

※2「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。

[差額(未入力額)] = [初年度予算額] - [このタブでの入力額]

最新研究情報への検索更新	研究者番号	機関 ※3 (必須)	専門分野 (必須)	直接経費(千円) ※4 (必須)	間接経費(千円) ※4 (必須)	エフオウト (%) (必須)	閲覧・編集権限
研究代表者	20000044	独立行政法人科学技術振興機構	博士				
代表者	(姓)科学 (名)太郎	テスト部					
ウ	(姓)カガク (名)タロウ	その他					
	その他						

※3 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関の研究者として登録を行うのかを選択する必要があります。

※4 各金額欄には研究組織の各メンバーが研究期間1年目に使用する金額を入力します。合計額は「応募時予算額」タブの研究期間初年度金額と同じである必要があります。(合計額は画面上部の「このタブでの入力額」に表示)

## 《ポイント：「共通項目」必須項目入力時の注意点》

### ◆ 直接経費／間接経費

**初年度の予算額**を直接経費、間接経費に分けて**千円単位**で入力します。

千円以下は切り捨てます。

「,(コンマ)」は自動的に挿入されます。

「正しい値を入力してください。」というエラーがでた場合は、「,(コンマ)」が含まれていないか確認してください。

### ◆ 専門分野

研究代表者の専門分野を**最大 50 字**で入力します。(全半角混在可能)

### ◆ 役割分担

「**研究代表者**」と入力します。

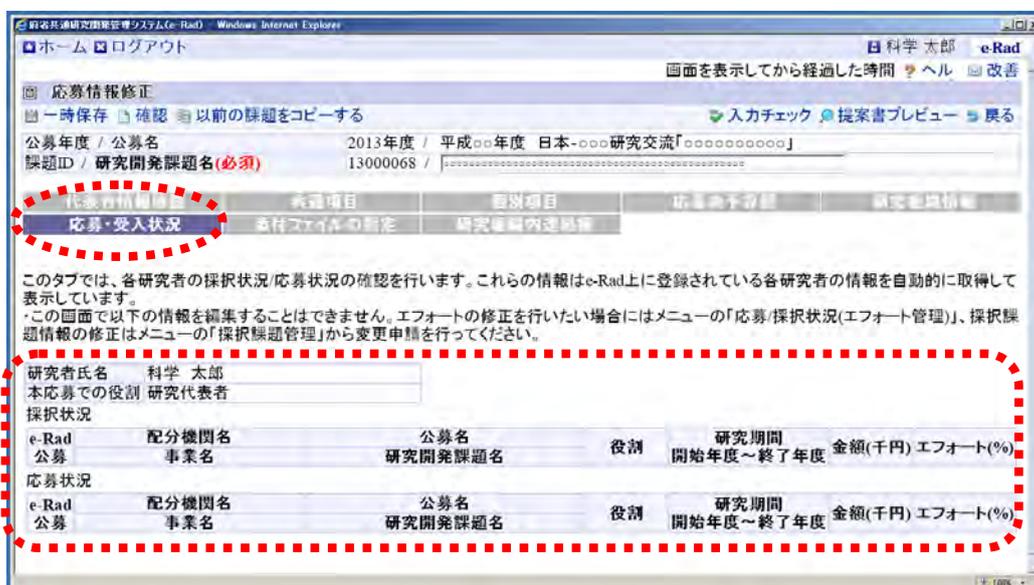
◆ エフォート率

対象の研究者がこの研究を実施するにあたって必要となる「エフォート」を入力します。

エフォートとは、研究者の年間の全仕事時間（研究活動のみならず、教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合に、この研究の実施に必要なとなる配分率(%)を指します。

⑦応募・受入状況を確認します

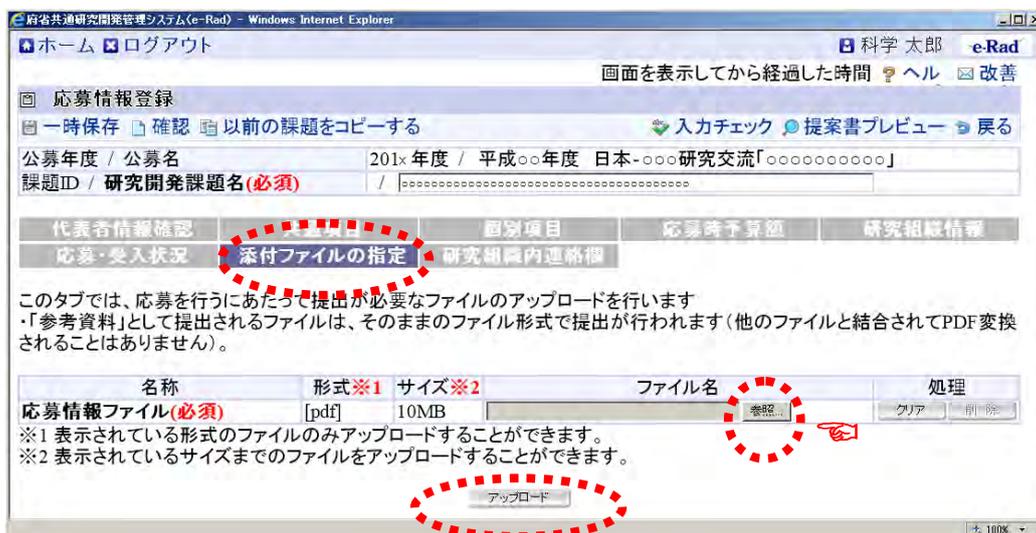
「応募・受入状況」ボタンをクリックし、「応募・受入状況」画面を表示します。e-Rad 上に登録されている研究者の採択状況/応募状況が自動的に表示されます。表示内容が正しいか確認します。



- ※ エフォート率を修正する場合は、トップ・メニュー画面の「応募/採択状況（エフォート管理）」から変更申請を行ってください。
- ※ 採択課題情報を修正する場合は、「採択課題管理」から、変更申請を行ってください。

⑧応募情報ファイル（申請書）をアップロードします

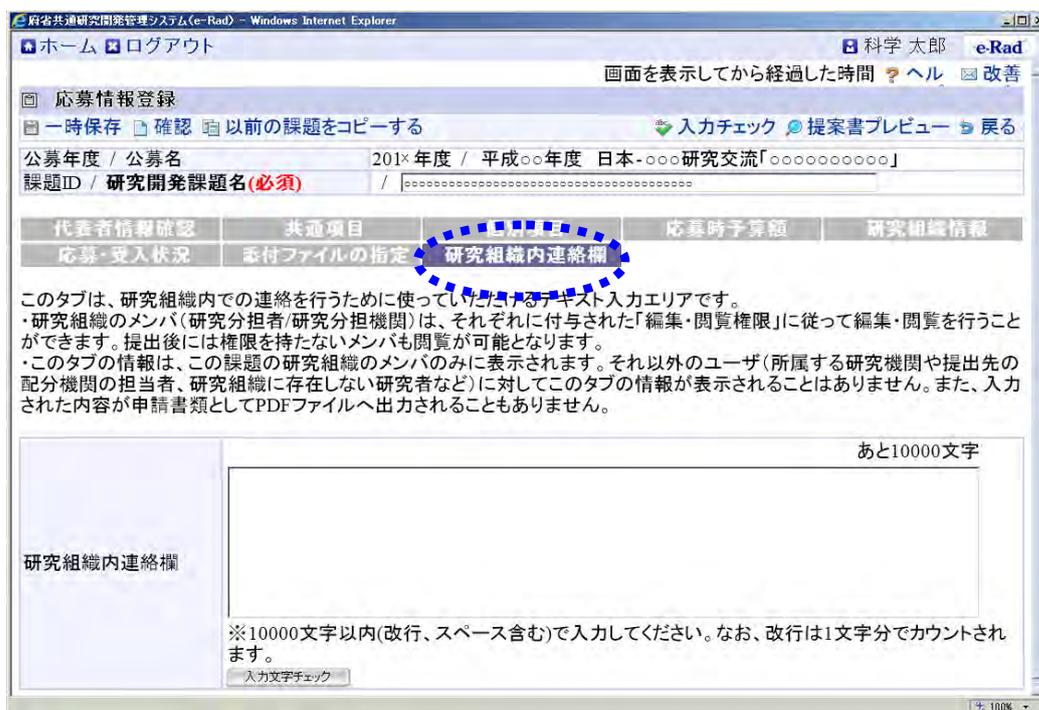
「添付ファイルの指定」ボタンをクリックし、アップロード画面を表示します。  
作成した申請書（PDF形式1ファイル、最大10MBまで）を「参照」ボタンで指定し、「アップロード」ボタンをクリックします。



アップロードがうまくいかない場合は、ファイル形式（PDF形式）、サイズ（10MB以下）を確認してください。

なお、本公募での参考資料の提出は不要です。

《ポイント：「研究組織内連絡欄」は入力不要》





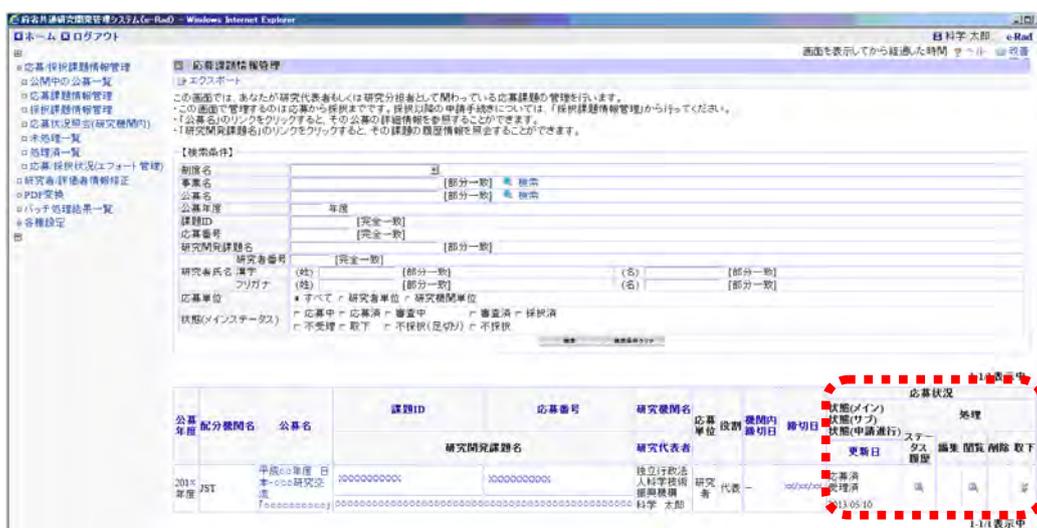


## 6. 応募状況を確認する

研究者向けトップ・メニュー画面の「応募課題情報管理」をクリックします。



「応募課題情報」画面を表示します。



提出締切日時までに受付状況が「配分機関処理中」となっていない応募書類は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad ヘルプデスクまで速やかに連絡してください。

公募期間終了後、応募書類に不備がないこと、応募要件を満たしていること、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、応募が正式に受理されます。正式に受理されると、応募情報のステータスが、「受理済」に変わります。

以上で、応募完了です。

\*\*\*補足\*\*\*

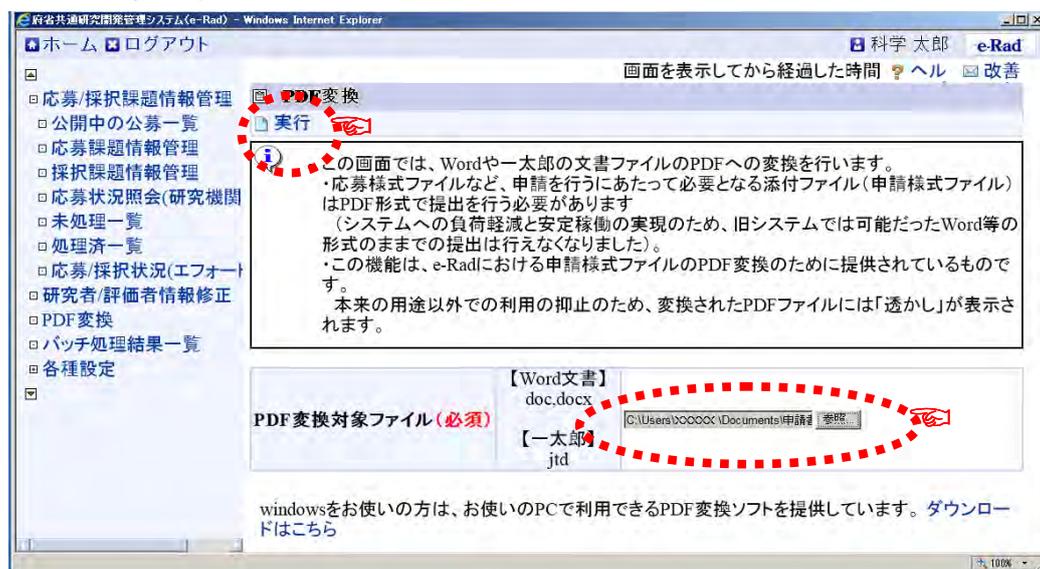
申請書(アップロードする電子媒体)のPDF形式への変換は、e-RadのPDF変換画面でも行うことができます(Word、一太郎形式のみ)。

【e-RadによるPDF変換の操作方法】

e-Radトップ画面から、「PDF変換」を選択します。

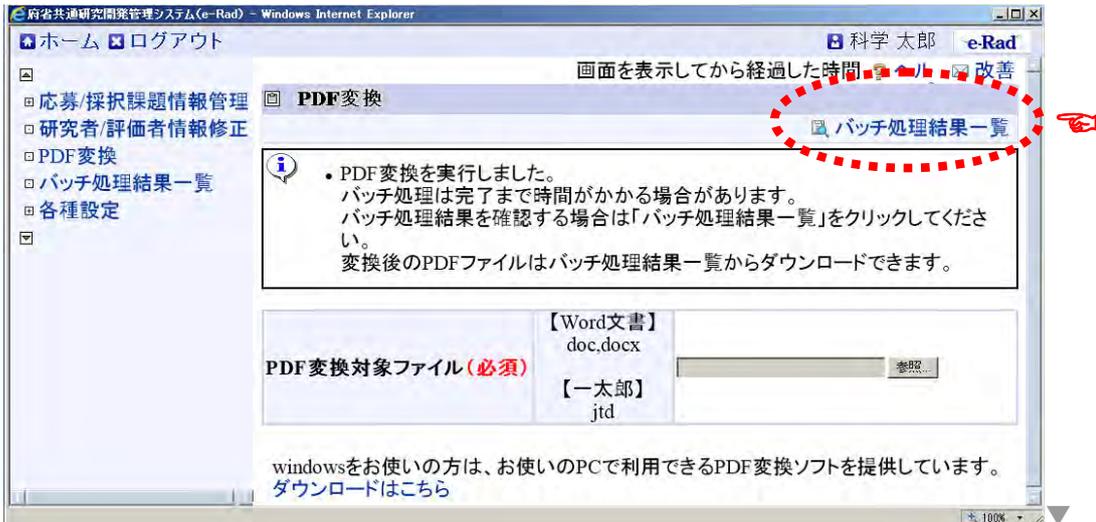


「PDF変換対象ファイル」ボックスで、変換したいファイルを指定し、「実行」ボタンをクリックします。



- ※ 申請書の元ファイル (Word、一太郎) に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。

PDF 変換が完了しました。変換された PDF ファイルは、「バッチ処理結果一覧」画面から、確認できます。



バッチ処理結果一覧の「処理結果ダウンロード」ボタンをクリックし、変換された PDF の確認をします。



間違いがなければ、ダウンロードした PDF ファイルを、保存して完了です。